

重要事項説明書（R6.6）

「訪問介護」

1. 事業者

株式会社 JA ゆうハート （本社住所） 滋賀県甲賀市水口町牛飼 6 2 0 - 3

2. 事業の目的と運営方針

（目的）

介護が必要と認定されたご利用者のケアプランに基づき、当事業所の介護職員等による介護サービスを実施します。介護職員等は、介護が必要と認定されたご利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護サービスを通じて援助を行います。

（方針）

- ご利用者に喜ばれ、一人ひとりを大切にするサービスを提供します。
- 人間らしく生きることを大切にするサービスを提供します。
- ご利用者本位のサービスを提供します。
- 目配り、気配りを忘れず笑顔あふれるサービスを提供します。

3. サービス提供事業

事業所名	JA ゆうハート水口ヘルパーステーション	
介護保険事業所番号	2571400676号	
住 所	滋賀県甲賀市水口町新城 520	
管理者名・連絡電話番号	宮地 綾子	TEL 0748-65-5650
サービス提供地域	甲賀市、湖南市	

4. 職員体制

職 種	員 数
管理者	1 人（常勤兼務）
サービス提供責任者	3 人以上
訪問介護員	3 人以上
事務員	1 人（常勤兼務）

5. 営業日・営業時間

営業日は、年末年始（12/31～1/3）を除く毎日です。営業時間は以下の通りです。

平 日	土曜日	休祭日
7:00 ～ 21:00	7:00 ～ 21:00	7:00 ～ 21:00

※台風その他自然災害等により、やむを得ず利用時間の変更又は中止させて頂くことがあります。

6. サービス利用基本料金および利用者負担

(1) 訪問介護 1回につき

利用料の額は、介護保険負担割合証に記載された割合の額を負担していただきます。

身体介護	20分未満	30分未満	60分未満	90分未満	120分未満
	205円 (409円) 【613円】	306円 (611円) 【916円】	484円 (967円) 【1,451円】	709円 (1,417円) 【2,126円】	812円 (1,624円) 【2,436円】
生活援助	20分以上	45分以上			
	224円 (448円) 【672円】	275円 (550円) 【825円】			
身体介護 に引続く 生活援助	20分以上	45分以上	70分以上	上記身体介護に引続き生活援助 サービスを実施した場合です。	
	82円 (163円) 【244円】	163円 (325円) 【488円】	244円 (488円) 【732円】		
加算	複数訪問加算：200% 夜間・早朝加算：25%				
	特定事業所加算I：20%				
初回加算：209円（417円）【626円】／月					
緊急時訪問介護加算：105円（209円）【313円】／回					
介護職員処遇改善加算I：1月の利用料金の24.5%<基本料金+各種加算>					

※報酬単位の単価は介護保険制度で決定されており、当事業所は1単位当たり10.42円で計算されます。

※特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などの要件を満たす場合に加算されます。上記は、特定事業所加算I（20%）が含まれた金額です。

※緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

※初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

※介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。区分支給限度基準額の対象外となります。

※自己負担割合が2割の場合は（ ）、3割の場合は【 】の金額になります。

(2) その他自己負担（介護保険給付対象外）

①通常の事業の実施地域を越えて行う場合の交通費は次の金額を徴収します。

通常の実施地域境界から往復1km未満は30円（税込33円）、1km以上は1km当たり30円（税込33円）

②複写物を交付する場合 1枚当たり10円（税込11円）

(3) 介護保険給付限度額超過の場合

要介護度別に定められている介護保険給付限度額を超過するサービス提供分については、超過分につき全額自己負担となります。

(4) 利用者負担金等の支払

利用者負担金等は、1カ月ごとにまとめて請求しますので、翌月25日までに次のいずれかの方法によりお支払いください。

やむをえず認定前にサービスを受けた場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の全額を事業者にお支払い、利用者はその後市町村から保険給付分（9割または8割または7割）を受けとることになります。

支払方法	支払要件等
口座引き落とし①	甲賀農協（振替日：翌月20日）
口座引き落とし②	滋賀銀行、関西みらい銀行、滋賀県信用組合、湖東信用金庫、滋賀県民信用組合、滋賀県内農協、近畿労働金庫、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、大垣共立銀行、京都信用金庫 （振替日：翌月23日）
銀行振り込み	甲賀農協 本所 普通口座 0087062 カブシキガイシャJAユウハート ダイヒョウトリシマリヤク イケムラ タダシ 株式会社JAゆうハート 代表取締役 池村 正

(5) キャンセル

①キャンセル料は次の通りといたします。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

時 期	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	かかりません
サービス利用日の当日	介護給付費の1割

②利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

キャンセル連絡先	TEL：0748-65-5650
----------	------------------

7. 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事業所 相談窓口	TEL	サービス提供責任者
甲賀市役所 長寿福祉課	TEL:0748-69-2165	
湖南市役所 介護保険担当課	TEL:0748-71-2356	
国民健康保険団体連合会	TEL:077-510-6605	

8. 事故等緊急時の対応

サービスの提供中に容態の急変・事故等が発生した場合は、主治医、救急、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

9. 虐待防止

人権の擁護・虐待の防止のために責任者を選定し、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 責任者：管理者

① 人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の

整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ② ご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ③ 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ④ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

10. 業務継続計画の策定等

- ① 感染症や非常災害の発生時において、事業の提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 身体拘束等適正化のための指針を整備し、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を実施する等の措置を講じます。
- ② 身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 身体拘束を行う場合、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12. 第三者評価の実施状況

実施の有無 無

13. ご利用時に起こり得る事象の留意事項

- ①職員はご利用者に危険が及ばないように十分配慮致しますが、常時見守りや付添ができるものではありません。そのため、不慮の事故（歩行時の転倒・ベッドや車いすからの転落など）が起こる可能性があります。
- ②当事業所では原則的に身体拘束は行いません。そのため、転倒・転落などによる事故の可能性があります。
- ③高齢であることにより、脳や内臓の疾患などから、急変・急死される場合があります。
- ④高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する可能性があります。
- ⑤高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦でも皮膚が剥げてしまう状態にあります。
- ⑥高齢者の血管はもろく、軽度の圧迫でも皮下出血がおこりやすい状態にあります。

※これらの事はご家庭でも起こり得ることですので、十分ご留意頂きますようお願い申し上げます。

14. ハラスメントについて

ご利用者やご家族等から職員に対するハラスメント行為があった場合、サービスの中
断や契約を解除する場合があります。

(「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」に定義する、身体暴力(たたく、
物を投げつける等)及び精神的暴力(大声を発する、怒鳴る等)並びにセクシャルハ
ラスメント(手や腕をさわる、抱きしめる、あからさまに性的な話をする等))

令和 年 月 日

○本 人 (または代理人)

私は、重要事項説明書の説明を受けました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

○説明者 所属事業所 JA ゆうハート水口ヘルパーステーション

氏 名 _____ 印